

神戸医療産業都市における企業育成支援業務の あり方検討支援業務に係る仕様書

1. 目的・概要

神戸医療産業都市は 1995 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災からの復興プロジェクトとして、ポートアイランドを中心に企業や研究機関等の誘致・集積を促進し、産学官医の連携による医療関連クラスターの形成と次世代の成長産業である健康・医療関連産業の発展を通じて、「雇用の確保と神戸経済の活性化」や「先端医療技術の提供による市民福祉の向上」、「アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献」が図られるよう取り組みを進めてきた。

近年、国内他都市においてもバイオメディカルクラスターの形成が進んでおり、都市間競争が活発化している。また、バイオテクノロジーの技術革新が顕著になり、バイオ・ライフサイエンス分野の研究領域が多様化・複雑化する中で、この領域におけるスタートアップ支援や産学連携、ベンチャーキャピタルとの関係など産業化やビジネス支援の環境も、専門化・高度化してきている。

このような状況の中においても、神戸医療産業都市が持続的に成長・発展するために、今後 10~20 年先を見据えた取組み方針となる将来像について検討会を行い、国、アカデミア、経済界等との最適な役割分担のもと施策を展開し、地域経済の振興や市民福祉の向上により、市民に還元していく方向性について、令和 6 年 7 月に外部有識者の意見を踏まえ報告書をとりまとめたところである。

本報告書を踏まえ、神戸医療産業都市における企業育成支援業務の今後のあり方について検討を進める。

2. 契約期間

契約締結日～令和 8 年 8 月 31 日（月）

3. 委託業務内容

（1）企業育成支援業務の現状把握および課題整理

①神戸市および神戸医療産業都市推進機構の職員に対するヒアリング等の実施による現状把握

②他地域のバイオコミュニティにおける企業育成支援業務との比較による課題整理

（2）企業育成支援業務のあり方の提案

（1）の調査結果に基づき、神戸医療産業都市における今後の企業育成支援業務のあり方について、以下の観点を踏まえた提案を行うこと

また、神戸市および神戸医療産業都市推進機構の職員に対して直近の業務遂行および中長期の業務遂行について必要な提案を行うこと

①企業育成支援業務の体制および運営方法

- ・民間事業者やアカデミア等との役割分担を含めた効果的な企業育成支援体制
- ・複数の支援事業者間における情報共有および事業方針決定などの運営方法

②企業ニーズの把握の手法

- ・企業ニーズを把握する専門スタッフなどを活用した企業との関係性構築
- ・企業ニーズを把握し、支援に繋げる手法

③企業情報の管理および共有方法

- ・CRM（顧客関係性マネジメント）の手法
- ・ナレッジ（企業にとって有益な情報など）の共有方法

④エリア内における自発的なコミュニティ形成および運営方法

- ・進出企業同士の繋がりを深め、自主的な交流を生むための仕組み
- ・コミュニティを通じて企業の課題解決に繋げる取組み
- ・コミュニティにおける活動の効果的な情報発信

⑤交流イベントの企画および運営方法

- ・コミュニティの活性化に繋がるようなイベントのあり方
- ・進出企業による自主的なイベント開催に繋がるような仕組み

⑥その他

- ・①～⑤の実施にあたり、委託の趣旨を踏まえた独自の工夫を取り入れた提案

（3）報告書等の作成

- ・上記の調査結果に基づき、報告書を作成する。

4. 業務実施報告

委託期間中においては、本市と定期的に打ち合わせを行い、業務の進捗状況の報告と今後の方針について提案を行うこと。

業務実施後は、以下の内容を含む業務実施報告書を作成・提出し、本市の承認を得ること。
業務実施報告書の内容については、以下を必須とする。

（1）本業務で作成した資料・収集した資料一式

（2）打合せ時の記録

※各種提出物は、できる限り編集可能な元データも添付すること。

【納入期限】

令和8年8月31日（月）

5. その他

- （1）委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- （2）業務開始にあたっては、実施体制、実施スケジュール、事故発生時の対応等を記載した業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。

- (3) 本業務の内容に疑義が生じた際は、本市と協議の上定めること。特に実施事業についてやむをえず変更する必要が生じた場合には、その理由とともに、具体的な変更後の計画を神戸市に提案し、承認を得ること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権、所有権その他の権利等一切の権利は、本市に帰属する。受託者は、本市が本契約中だけでなくその後においても、必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作権人格権を行使しない。
- (5) 全ての事業実施に際して、社会情勢に応じた対応（例：新型コロナウィルス感染症に対する感染防止措置）を徹底すること。
- (6) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。
なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>